

入札公告

奈良県無形民俗文化財等映像デジタル化事業委託業務契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告します。

令和元年 8月 7日

奈良県地域振興部長 山下保典



1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

奈良県無形民俗文化財等映像デジタル化事業委託業務

(2) 委託期間

契約締結日～令和2年3月24日

(3) 委託業務の内容

別添「奈良県無形民俗文化財等映像デジタル化事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 入札方法

- ① 入札は、手配に要する諸経費一切を含めた総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ② 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- ③ 代理人をもって入札する場合は、その委任状と入札と同時に提出してください。
- ④ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例

によることとされる会社更生事件に係る改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申し立てを含む。）をしていない者又は申し立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者については、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生開始手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者で、営業種目の大分類が「Q 役務の提供」、中分類が「3 映画制作」で登録している者であること。
- (7) 過去10年間（平成21年4月1日から平成31年3月31日）において、国または都道府県指定の無形民俗文化財に該当する文化財の記録映像の製作（撮影、編集及びDVD作成）実績を有するものであること。
- (8) 仕様書の業務を確実に履行できる者であること。

3 入札書の提出先等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域振興部文化財保存課 総務企画係

TEL: 0742-27-9864 FAX: 0742-27-5386

(2) 入札説明書等の交付場所及び期間

ア 場所

3の(1)に同じです。

イ 期間

令和元年8月7日（水）から令和元年8月28日（水）までの9時から16時45分まで（奈良県の休日を守る条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日及び正午から午後1時までを除きます。）とする。

(3) 質疑書

本入札に関して疑義が生じた場合は、令和元年8月16日（金）12時00分まで、別紙質疑書によりFAXで受け付けます。それ以降の質疑は受け付けません。

本入札に関する質疑であって、仕様書等で掲示した内容からは判断できない、もしくは判断が困難な質疑については、その回答を8月20日（火）までに

文化財保存課のホームページに掲載する。

(4) 入札の日時及び場所

令和元年8月29日(木) 9時30分から

入札室(奈良県庁舎主棟6階)

(5) 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「奈良県無形民俗文化財等映像デジタル化事業委託業務入札書」と朱書きして、令和元年8月28日(水)までに3の(1)の提出先に到達するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、ただちに再入札(2回目)を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)の入札に係る入札書と再入札(2回目)に係る入札書の郵送を認めるものとします。

(6) 入札説明会

実施しません。

4 入札者に要求される事項等

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等)に該当する場合は、免除します。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(7)に証明する書類を①に示すとおり提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

①2の(7)を証明する書類1部(別紙契約履行実績報告書)を令和元年8月22日(木)12時00分までに、3の(1)の提出先まで提出しなければなりません。

②①の提出書類に基づき2の(7)に該当すると認められ、かつ、2の(1)から(6)及び(8)の規定を満たす者を入札参加者とします。2の(7)に該当するかを含め、入札参加の可否を、令和元年8月26日(月)までにFAXにより通知します。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第

7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

要します。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(8) 契約の附締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとします。

①落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

②暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団が経営に実質的に関与しているとき。

③落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤③及び④に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(9) 契約の解除

契約締結後、契約者について（8）の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(8)の①③④及び⑤中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

(10) 注意事項

入札は、再入札が起こり得ますので入札書は2枚用意してください。

(11) その他

詳細は、入札説明書によります。

以上